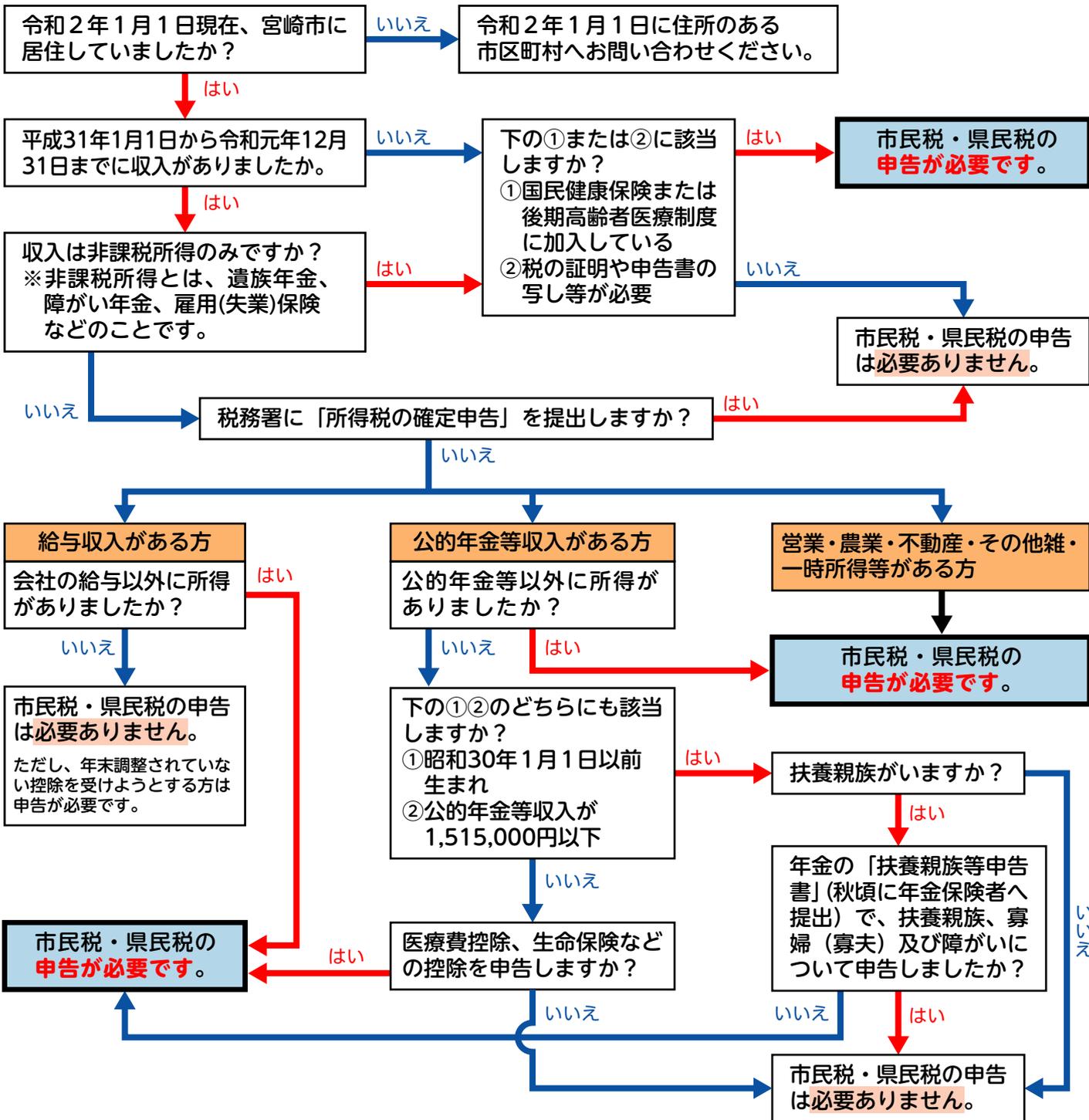


令和2年度 市民税・県民税申告の手引き 宮崎市

手引きをご参照のうえ、申告の必要がある方は申告期限までに提出していただきますようお願いいたします。

〈申告が必要な方は？〉



公的年金等収入400万円以下の方へ
前年中の公的年金等収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の方は、所得税の還付を受ける場合を除き、所得税の確定申告をする必要はありませんが、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など）を受けようとする場合は、市民税・県民税申告書を提出してください。

※この手引きは、一般的な事項について説明してあります。ご不明な点はお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 〒880-8505
宮崎市橘通西1丁目1番1号 宮崎市役所 税務部 市民税課
電話 (0985) 21-1748 ・ FAX (0985) 38-9557

申告書の書き方

令和2年度 市民税・県民税申告書

- ・申告書は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間について記入してください。
- ・申告書は、黒または青のボールペンで記入してください。
- ・太枠内には、住所・氏名・個人番号（マイナンバー）等を必ず記入し、押印してください。

■申告書表面

令和2年度市民税・県民税申告書

宮崎市長宛 年 月 日提出 代理申告者氏名: 続柄:

令和2年1月1日の住所	宮崎市橘通西1-1-1	自宅電話又は携帯	0985-21-1748
現住所	同上	職業	自営業
フリガナ	ミヤザキ タロウ	世帯主の氏名	宮崎 太郎 <small>世帯主との続柄</small>
氏名	宮崎 太郎	個人番号	123456789012
生年月日	明・大・昭 27年 4月 16日生	宛名コード	



D 所得から差し引かれる金額に関する事項

10-1 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補填される金額	10万円が総所得金額等×5%のいずれか少ない方の金額
350,000 円	50,000 円	100,000 円	
10-2 医療費控除の特例	対象商品の購入金額を記入してください。	スイッチOTC医薬品支払額	
⑪雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
⑫社会保険料控除	国民健康保険 270,000 円	国民年金 158,000 円	
⑬小規模企業共済等掛金控除	介護保険 27,000 円	合計 455,000 円	
⑭生命保険料控除	新生命保険料の支払額	旧生命保険料の支払額	
	150,000 円	100,000 円	
	新個人年金保険料の支払額	旧個人年金保険料の支払額	
100,000 円	120,000 円		
⑮地震保険料控除	地震保険料の支払額	旧長期損害保険料の支払額	
50,000 円	20,000 円		
⑯寡婦(寡夫) 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未帰還	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
19 控除対象配偶者等	氏名 宮崎 花子	生年月日 明・大・昭 27・11・27	個人番号 987654321098
同居・別居	合計収入 給与 1,030,000 円	合計所得 7906	障がいの程度 0

6ページ参照

A 収入金額等	事業等	ア	2,600,000 円
	農業	イ	
	不動産	ウ	960,000 円
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	700,000 円
	雑所得	キ	2,278,600 円
	総合譲渡	ク	
	一時	ケ	
	B 所得金額	事業等	0103 ①
農業		0203 ②	
不動産		0603 ③	610,000 円
利子		0703 ④	
配当		0883 ⑤	
給与		⑥	50,000 円
雑所得計		2003 ⑦	1,078,600 円
総合譲渡・一時		⑧	
合計		3503 ⑨	2,778,600 円

3ページ参照

C 寄附金に関する事項

市町区町村	寄附先	9538	⑴	
宮崎県共同募進会	寄附先	9638	⑵	
宮崎県	寄附先	9838	⑶	
宮崎市	寄附先	9738	⑷	

10ページ参照

E 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	従事月数	続柄	専従者給与(控除)額
宮崎 太郎	明・大・昭 . . .		子	
宮崎 はな	明・大・昭 2・1・20		母	
宮崎 三郎	明・大・昭 16・8・6		孫	
青色申告特別控除額	専従者給与(控除)額の合計額			

9ページ参照

F 給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

※この欄は記入しないでください

医療費控除	6206	医療費控除の特例(スイッチOTC)	
雑損控除	6106	免税所得	0303
社保控除	6306	専給(本人)	1501
小規模控除	6406	配当割額	9138
生保(国)	6786	株議割額	9238
地震(国)	8586	非課税所得	5603

配偶者	扶養人数	扶養障がい	2103 総合長期譲渡経費差引表
1 2 3 4 6 7	1903 その他雑所得		2303 総合長期譲渡経費差引表
寡婦控除	本人	専従者	2603 一時所得経費差引表
専給	専給	他専	

受付 入力 点検

資・賦・扶・個

公的年金等(雑所得)

国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給など。

(1) 公的年金等収入金額を表面「キ」に記入してください。

・「収入金額」=源泉徴収票の支払額

※複数の年金がある場合はすべて合算してください。

※遺族年金・障がい年金などは、非課税所得ですので、裏面「J」に記入してください。

(2) 「キ」の金額から下記の速算表を用いて雑所得を計算し、表面「⑦」に記入してください。

■申告書表面

雑	公的年金等	1801	キ		円
	その他	ク			円
~~~~~					
雑所得計		2003	⑦		円

### 【公的年金等に係る雑所得の速算表】

65歳未満（昭和30年1月2日以降生まれ）		65歳以上（昭和30年1月1日以前生まれ）	
公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等の雑所得の合計額	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等の雑所得の合計額
70万円未満	0円	120万円未満	0円
70万円以上 130万円未満	収入-700,000円	120万円以上 330万円未満	収入-1,200,000円
130万円以上 410万円未満	収入×75%- 375,000円	330万円以上 410万円未満	収入×75%- 375,000円
410万円以上 770万円未満	収入×85%- 785,000円	410万円以上 770万円未満	収入×85%- 785,000円
770万円以上	収入×95%-1,555,000円	770万円以上	収入×95%-1,555,000円

## その他の雑所得

個人年金、互助年金、簡保の定期年金、原稿料、印税などの所得。

(個人年金、互助年金、簡保の定期年金の必要経費は掛金の一部)

(1) 収入金額などを裏面「I 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」及び表面「ク」に記入してください。

(2) 収入金額から必要経費を引いて差引金額を算出し、表面「⑦」に記入してください。

※「⑦」に記入する金額があり、公的年金等の所得がある場合は、公的年金等の所得との合計額を記入してください。

### ■申告書表面

雑	公的年金等	1801	キ		円
	その他	ク			円
~~~~~					
雑所得計		2003	⑦		円

□申告書裏面

I 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所 得
		円	円	円

事業所得(営業等・農業)・不動産所得

・営業等…卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得。

・農 業…農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得。

・不動産…地代、家賃などの所得。

(1) 営業等・農業・不動産それぞれについて、裏面「H 事業所得・不動産所得に関する事項」に記入し、収入金額を表面の「ア」「イ」「ウ」に記入してください。

■申告書表面

事 業	営 業 等	ア		円	
	農 業	イ		円	
	不 動 産	ウ		円	
~~~~~					
事 業	営業等	0103	①		円
業 農	業	0203	②		円
不 動	産	0603	③		円

### □申告書裏面

#### H 事業所得・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所 得
		円	円	円

※事業・不動産等の収入、経費の内訳については別途収支内訳書を記入のうえ、あわせて提出してください。

(2) 営業等・農業・不動産それぞれの所得について、表面「①」「②」「③」に記入してください。

「所得金額」=収入金額-必要経費

※事業専従者がいる場合は、表面「E 事業専従者に関する事項」に専従者の氏名、生年月日及び個人番号(マイナンバー)等を記入してください。(書ききれない場合は、裏面「K 別居の扶養親族および表面に書ききれなかった扶養親族・事業専従者」に記入してください。)

※収支の計算については、収支内訳書をご利用ください。

■収支内訳書表面

年分収支内訳書

( 一般 / 不動産 所得 兼用 )  
(自 月 日 至 月 日)

住 所	宮崎市	業種名	
フリガナ 氏 名		屋 号	
	印	電話番号	

一般用

不動産用

科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
収入金額		旅費交通費	ニ
売上(収入)金額 ①		通 信 費	ホ
家 事 消 費 ②		広告宣伝費	ヘ
その他の収入 ③		接待交際費	ト
計(①+②+③) ④		損害保険料	チ
売上原価		修 繕 費	リ
期首商品棚卸高 ⑤		消 耗 品 費	ヌ
仕 入 金 額 ⑥		福利厚生費	ル
小計(⑤+⑥) ⑦			ヲ
期末商品棚卸高 ⑧			カ
差引原価(⑦-⑧) ⑨			ヨ
差引金額(④-⑨) ⑩			タ
経費		雑 費	レ
給料賃金 ⑪		小計(イ~レ) ⑰	
外注工賃 ⑫		経費計(⑩~⑰) ⑱	
減価償却費 ⑬			
貸倒金 ⑭		専従者控除 ⑳	
地代家賃 ⑮		所得金額(⑱-㉑) ㉒	
利子割引料 ⑯			
その他の経費			
租税公課 イ			
荷造運賃 ロ			
水道光熱費 ハ			

科 目	金額(円)
収入金額	
家賃収入 ①	
地代収入 ②	
権利金・その他 ③	
計(①+②+③) ④	
経費	
給料賃金 ⑤	
減価償却費 ⑥	
貸倒金 ⑦	
地代家賃 ⑧	
借入金利子 ⑨	
租税公課 ⑩	
損害保険料 ⑪	
修繕費 ⑫	
雑 費 ⑬	
経費計(⑤~⑬) ⑭	
④-⑭ ⑮	
専従者控除 ⑯	
所得金額(⑮-⑯) ⑰	

○不動産所得の収入の内訳

貸地/貸家の別	不動産の所在地	賃借人の氏名	年 額
貸地・貸家			
計(左記④)			

□収支内訳書裏面(減価償却)

○減価償却費の計算

一般用/ 不動産用 の別	減価償却資産の 名 称 等 (繰延資産を含む)	面積又は 数量	取 得 月		① 取得価額	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年中の 償却期 間	⑤ 本年分の 普通償却費 (②×③×④)	⑥ 特 別 償却費	⑦ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業 専用 割合	⑨ 本年分の 必要経費算入額 (⑦×⑧)	未償却残高 (期末残高)	摘 要	
			年号	年 月														
一般・不動産										/ 12								
一 般 計																		
不 動 産 計																		

利子所得

公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託の分配金などの所得。  
ただし、源泉分離課税されたものは除きます。  
・表面「エ」及び「④」に記入してください。

配当所得

株式配当、出資配当、余剰金の分配、証券投資信託の利益分配などの所得。  
・表面「オ」及び「⑤」に記入してください。  
※大口以外の上場株式の配当については源泉徴収されるので申告は原則不要です。

## 総合譲渡所得・一時所得

- 総合譲渡所得…土地・建物・株式等以外の資産（営業権・車両・機械器具等）の譲渡による所得。所有期間によって長期（5年超）と短期（5年以内）に区分されます。特別控除が50万円まであります。
  - ・裏面「M 総合譲渡所得・一時所得に関する事項」、表面「ケ」「コ」及び「⑧」に記入してください。
- 一時所得…生命保険の満期返戻金、立ち退き料などの一時的な所得。特別控除が50万円まであります。
  - ・裏面「M 総合譲渡所得・一時所得に関する事項」、表面「サ」及び「⑧」に記入してください。

## 〈所得から差し引かれる金額（所得控除）〉

### 医療費控除

- あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために、平成31年（令和元年）中に支払った医療費等がある場合に控除が受けられます。

※平成30年度より、「医療費控除に関する明細書」の添付が必要になっています。

$$\text{控除額} = \text{支払った医療費} - \text{保険金などで補填される金額} - \left[ \begin{array}{l} 10万円 \text{ 又は } \text{総所得金額等} \times 5\% \text{ の} \\ \text{いずれか少ない方の金額} \end{array} \right]$$

（上限200万円）

※総所得金額等とは、分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（分離課税の退職所得を除く）の特別控除前の金額の合計額を加算した金額になります。

- セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を申告する場合は、平成31年（令和元年）中に一定の取組（特定健康診査・予防接種・がん検診等）を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。これがない場合は、控除が受けられません。

$$\text{控除額} = \text{スイッチOTC医薬品の購入金額} - \text{保険金などで補填される金額} - 1万2千円$$

（上限8万8千円）

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制との併用はできません。

#### ■申告書表面

⑩-1 医療費控除	支払った医療費 円	保険金などで補填される金額 円	10万円が総所得金額等×5% のいずれか少ない方の金額 円
--------------	--------------	--------------------	-------------------------------------

#### ■申告書表面

⑩-2 医療費控除の特例	対象商品の購入金額を 記入してください。	スイッチOTC医薬品支払額 円
-----------------	-------------------------	--------------------

### 雑損控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族で平成31年（令和元年）中の総所得金額等が38万円以下である方が、災害や盗難、横領などにより住宅や家財などの損害を受けた場合や、あなたが災害に関連してやむを得ない支出をした場合に控除が受けられます。

(1) 又は (2) のいずれか多い方の金額が控除額となります。

(1) 差引損失額－総所得金額等×10%

(2) 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

差引損失額＝「損害金額」－「保険金等補填金額」

※雑損控除の申告をする場合は、損失を証明する書類が必要になります。

#### ■申告書表面

⑪雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補填される金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円

## 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険税や、後期高齢者医療保険、国民年金、厚生年金、介護保険の保険料などを、あなたが平成31年(令和元年)中に支払った場合、その金額について控除が受けられます。

※領収書又は市発行の納付済額連絡票など、支払額を証明できるものの添付又は提示が必要です。証明書がない場合は控除が受けられません。

### ■申告書表面

⑫社会保険料控除	国民健康保険	円	国民年金	円
	後期高齢者医療保険	円	( )	円
	介護保険	円	合計	円

## 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済掛金を除く)、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金又は心身障がい者扶養共済の掛金をあなたが平成31年(令和元年)中に支払った場合に控除が受けられます。

※支払った掛金額の証明書の添付又は提示が必要です。証明書がない場合は控除が受けられません。

### ■申告書表面

⑬小規模企業共済等掛金控除	円
---------------	---

## 生命保険料控除

あなたやあなたの配偶者又は親族を受取人とした生命保険料(配当金や割戻金がある場合は差し引いた金額)を、あなたが平成31年(令和元年)中に支払った場合に控除が受けられます。

※保険会社発行の支払い証明書の添付又は提示が必要です。証明書がない場合は控除が受けられません。

### ■申告書表面

⑭生命保険料控除	新生命保険料の支払額		旧生命保険料の支払額	
	8706	円	6506	円
	新個人年金保険料の支払額		旧個人年金保険料の支払額	
	8806	円	6606	円
	介護医療保険料の支払額			
	8906	円		

### 【生命保険料控除の計算表】

旧契約：平成23年12月31日以前の契約締結分

支払保険料	控除額
15,000円以下	支払額全額
15,001円～40,000円	支払額×1/2+ 7,500円
40,001円～70,000円	支払額×1/4+ 17,500円
70,001円以上	35,000円

新契約：平成24年1月1日以後の契約締結分

支払保険料	控除額
12,000円以下	支払額全額
12,001円～32,000円	支払額×1/2+ 6,000円
32,001円～56,000円	支払額×1/4+ 14,000円
56,001円以上	28,000円

※生命保険分、個人年金分、介護医療保険分の合計適用限度額は70,000円です。

## 地震保険料控除

損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料又は掛金をあなたが平成31年(令和元年)中に支払った場合に控除が受けられます。

※保険会社発行の支払明細書の添付又は提示が必要です。証明書がない場合は控除が受けられません。

平成18年末までに契約した長期損害保険料(保険又は共済期間が10年以上で満期返戻金があるもの)については、旧長期損害保険料として従来通り控除の対象となります。

### ■申告書表面

⑮地震保険料控除	地震保険料の支払額	円	旧長期損害保険料の支払額	円
			6806	

### 【地震保険料控除の計算表】

区分	支払保険料	控除額
地震保険料		支払った保険料の1/2 (控除限度額 25,000円)
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払額全額
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+ 2,500円
	15,001円以上	10,000円

※控除限度額は25,000円です。

## 寡婦(寡夫)控除

【控除額 26万円 (特別寡婦 30万円)】

### 申告書表面

<input checked="" type="checkbox"/> 寡婦(寡夫) 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未帰還
------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

あなたが令和元年12月31日現在、次のいずれかに該当する場合に控除が受けられます。

#### 「寡婦」

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方。

- (1) 夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や平成31年(令和元年)中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の者の扶養親族等とされている者を除く)のある方。
- (2) 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、平成31年(令和元年)中の合計所得金額が500万円以下の方。

#### 「特別寡婦」

寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ平成31年(令和元年)中の合計所得金額が500万円以下の方。

#### 「寡夫」

妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、平成31年(令和元年)中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の者の扶養親族等とされている者を除く)を有し、かつ平成31年(令和元年)中の合計所得金額が500万円以下の方。

## 勤労学生控除

【控除額 26万円】

### 申告書表面

<input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
-----------------------------------------------------

あなたが令和元年12月31日現在、控除の対象となる学校等の学生又は生徒で、平成31年(令和元年)中の合計所得金額が65万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得金額が10万円以下である場合に控除が受けられます。

*学生証等の添付又は提示が必要です。学生証等がない場合は控除が受けられません。

## 障がい者控除

【控除額 26万円 (特別障がい者 30万円、同居の特別障がい者 53万円)】

### 申告書表面

申告者本人が障がい者の場合は、障がいの程度を記入してください。		⑰障がいの程度	身・精・療・他	級
⑱控除対象	氏名	生年月日	明・大 昭・平	級
配偶者等	個人番号	⑲障がいの程度	身・精 療・他	級
同居・別居	給与 円;年金 円	合計所得	7906	円
⑳扶養親族に関する事項(扶養親族と別居又は書ききれない場合は裏面K欄に記入してください。)				
氏名	生年月日	同居・別居	続柄	障がいの程度
	明・大・昭 平・令	同・別		身・精 療・他
個人番号				級

令和元年12月31日現在で本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障がい者である場合に控除が受けられます。

*証明するものとして、障がい者手帳等を提示してください。

郵送の場合は、写しを添付してください。

#### 「特別障がい者」

障がい者のうち、身体障がい者手帳1・2級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、療育手帳A判定の方など。

#### 「同居の特別障がい者」

同一生計配偶者及び扶養親族のうち、特別障がい者で、かつ、本人又は配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の扶養親族のいずれかと同居している方。

#### 「普通障がい者」

前掲の手帳の交付を受けている方で、特別障がい者に該当しない方。

## 控除対象配偶者等

#### ●配偶者控除

あなたの平成31年(令和元年)中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合、控除が受けられます。

### 申告書表面

⑱控除対象	氏名	生年月日	明・大 昭・平	級
配偶者等	個人番号	⑲障がいの程度	身・精 療・他	級
同居・別居	給与 円;年金 円	合計所得	7906	円

※いわゆる内縁関係の配偶者や事業専従者となっている配偶者は該当しません。

**●配偶者特別控除**

あなたの平成31年(令和元年)中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下である場合に控除が受けられます。

**【配偶者控除・配偶者特別控除の計算表】**

		納税義務者の合計所得金額			1,000万円超
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者控除・配偶者特別控除 適用なし
	老人控除対象配偶者(※1)	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円		
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円		
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円		
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円		
	123万円超	配偶者控除・配偶者特別控除適用なし			

※1 「老人控除対象配偶者」…S25. 1.1以前生まれの方

★あなたの合計所得が1,000万円超で配偶者控除が適用されない場合でも、配偶者の合計所得が38万円以下の場合は、障がい者控除だけは適用できるように改正されました。  
(記入方法については市民税課へお問い合わせください。)

**扶養控除**

あなたと生計を一にする親族のうち、平成31年(令和元年)中の合計所得金額が38万円以下の場合、控除が受けられます。

※配偶者、事業専従者や他の所得者の扶養親族とされている方は該当しません。

**■申告書表面**

20 扶養親族に関する事項 (扶養親族と別居又は書ききれない場合は裏面K欄に記入してください。)

氏名	生年月日	同居/別居	続柄	障がいの程度
	明・大・昭 平・令	同・別		身・精 療・他
個人番号				級

**【扶養控除額】**

区 分	備 考	控除額
扶養親族	一 般 S 25. 1. 2～H9. 1. 1生まれの人 (≒23～69歳) H 13. 1. 2～H 16. 1. 1生まれの人 (≒16～18歳)	33万円
	特 定 H9. 1. 2～H 13. 1. 1生まれの人 (≒19～22歳)	45万円
	老 人 S 25. 1. 1以前生まれの人 (≒70歳以上)	38万円
	同居老親等 老人扶養親族のうちあなたや配偶者の直系尊属で、同居している人	45万円
	年少扶養 H 16. 1. 2以後生まれの人 (≒0～15歳)	

**基礎控除**

【控除額 33万円】

すべての方が受けられる控除です。

**〈事業専従者控除〉**

**専従者控除**

事業専従者は、あなたと生計を一にする配偶者・

その他15歳以上の親族で、1年のうち6か月を超えてあなたの経営する事業にもっぱら従事した方に限られます。事業専従者とした方は、配偶者控除・扶養控除の対象とすることはできません。

控除額は①または②のいずれか少ない額となります。

①事業所得÷(事業専従者数+1)      ②配偶者…86万円、その他の親族…50万円

※専従者控除額は、あなたの所得以下でなければいけません。

**■申告書表面**

**E 事業専従者に関する事項**

氏名	生年月日	従事月数	続柄	専従者給与 (控除)額
	明・大・昭 平			円
個人番号				

**〈税額控除〉**

**調整控除**

所得税と市民税・県民税の人的控除額(扶養控除や基礎控除など)の差による負担増を調整するため、市民税・県民税の所得割額から、次の額を減額します。

**【算出方法】**

課税所得金額	算 出 方 法	
200万円以下	A…人的控除の差額の合計額 B…市民税・県民税の課税所得金額	A、Bいずれか小さい額の5%を減額
200万円超	[(所得税と市民税・県民税との人的控除の差額の合計額) - (市民税・県民税の課税所得金額 - 200万円)] × 5% ※最低控除額：2,500円	

## 【 人的控除額の差 】

区 分	差	区 分	差	納税義務者の合計所得金額				
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
基礎控除	5万円	障がい者 控除	普通	配偶者 控除	一 般	5万円	4万円	2万円
			特別					
扶養控除	一般	同居特別	22万円	配偶者 控除	老 人	10万円	6万円	3万円
	特 定		18万円					
	老 人	10万円	寡婦控除	一 般	特別控除	38万円超 40万円未満	5万円	4万円
同居老親等	13万円	特別		5万円				
勤労学生控除	1万円	寡夫控除	1万円					

## 配当控除

※分離課税を選択し申告した場合は、配当控除は受けられません。

種 類	課税総所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の分配		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（下欄の場合を除く）		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

## 住宅借入金等特別控除

前年分の所得税において平成22年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合で、かつ所得税から控除しきれない控除額がある場合、該当する居住開始年月日の①または②のいずれか小さい金額（控除限度額があります）が控除されます。

	平成26年3月31日までの入居者または 平成26年4月以降入居の特定取得非該当者 (控除限度額97,500円)	平成26年4月～令和3年12月31日入居(※1)の 特定取得該当者または特別特定取得該当者 (控除限度額136,500円)
①	前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(※2)のうち、所得税から控除しきれなかった額	
②	前年分の所得税に係る課税所得金額等(※3)の5%	前年分の所得税に係る課税所得金額等(※3)の7%

※1 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税率が8%又は10%である場合のみ適用となります。それ以外の場合においては、5%（控除限度額97,500円）となります。

※2 特定増改築等に係るものは除きます。

※3 課税総所得、課税山林所得、課税退職所得の合計金額

## 寄附金控除

対象となる寄附金及び控除率については次のとおりです。  
控除対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の30%です。

(1) 特例控除対象の都道府県・市区町村への寄附  
以下の①と②の合計が控除額となります。

① (寄附金額－2,000円) × 10%

② (寄附金額－2,000円) × (90%－「寄附者の所得税限界税率」) × 1.021)

※②の額については、市民税・県民税所得割額の2割を限度とする。

※特例控除対象外の都道府県・市区町村への寄附は①のみが控除額となります。

※ふるさと納税のワンストップ特例制度の適用申請をした方が市民税・県民税の申告をした場合、この特例は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、申告書表面の「C 寄附金に関する事項」を記載して提出する必要があります。

(2) 宮崎県共同募金会及び日本赤十字社宮崎県支部への寄附  
(寄附金－2,000円) × 10%

(3) 宮崎県または宮崎市が条例で指定した団体への寄附  
(県指定団体への寄附金－2,000円) × 4%  
(市指定団体への寄附金－2,000円) × 6%

### ■申告書表面

#### C 寄附金に関する事項

市 区 町 村 分	特例控除 対象	寄附先	9538	①	円
	特例控除 対象以外	寄附先	9638	②	円
指 定 分 例	宮崎県	寄附先	9838	③	円
	宮崎市	寄附先	9738	④	円

※①～④には寄附した総額を記入してください。

## 配当・株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の配当等による所得や源泉徴収有りの特定口座において株式等を譲渡した際の所得など、事前に市民税・県民税が源泉徴収されているものは原則申告の必要はありません。これらの所得を申告した場合は、その所得は所得金額に算入され、源泉徴収された税額は配当・株式等譲渡所得割額として所得割額から控除されます。

### ★異なる課税方式について

上場株式等の所得について、住民税において所得税と異なる課税方式を選択する場合は、希望する課税方式にチェックしてください。併せて

- ・上場株式等の所得に関する課税方式選択用申告書（宮崎市ホームページよりダウンロードできます）
  - ・特定口座年間取引報告書等の写し
- を当初納税通知書が送達されるまでにご提出ください。

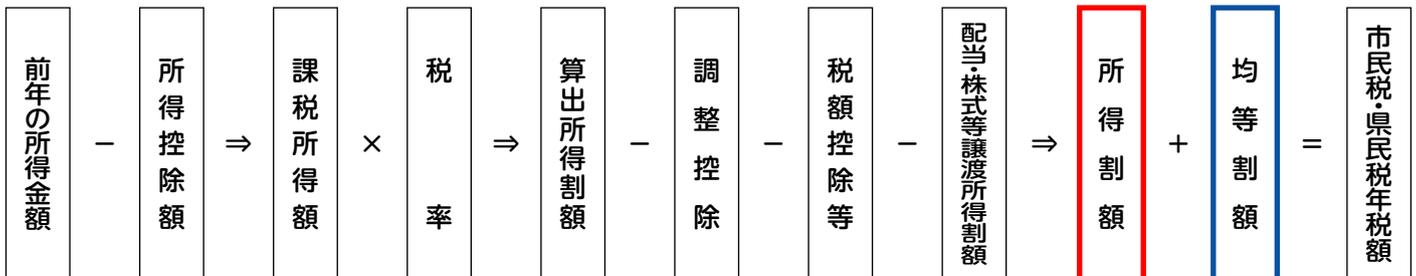
### □申告書裏面

#### N 上場株式等の所得に関する事項

1. 上場株式等に係る譲渡所得、配当所得金額を総所得金額等に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、右の各欄を記入してください。	配当割額控除額	円	
	株式等譲渡所得割額控除額	円	
2. 上場株式等に係る譲渡所得、配当所得・利子所得の市民税・県民税の課税方式を所得税と異なる方式を選択する場合、右欄にチェックを記入してください。	<input type="checkbox"/> 総合課税	<input type="checkbox"/> 申告分離課税	<input type="checkbox"/> 申告不要制度適用

## ●市民税・県民税の概要について●

### 市民税・県民税の計算について



### 均等割

5,500円（年額）

- 市民税均等割 3,500円
- 県民税均等割 2,000円（森林環境税500円を含む）

### 所得割

一律10%  
（市民税6%、県民税4%）

### 市民税・県民税が課税されない（非課税）方

区 分	要 件
均等割も所得割も課税されない方	賦課期日（1月1日）現在で ●生活保護法による生活扶助を受けている方 ●障がい者・未成年者または、寡婦・寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下の方 ●前年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の方 $31万5千円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} \times 2) + 18万9千円$ ただし、本人だけの場合は31万5千円（給与収入では96万5千円）
所得割が課税されない方	●前年中の総所得金額等が次の計算式で求めた金額以下の方 $35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} \times 2) + 32万円$ ただし、本人だけの場合は35万円 ●所得控除の合計額が総所得金額等を上回る方

※ 0～16歳未満の扶養親族を含みます。

### 分離課税の所得と所得割の税率

- 分離課税の所得…土地建物の譲渡、申告分離課税を選択した上場株式等の配当（株式の譲渡損失との通算と3年間損失繰り越し可）、株式の譲渡、先物取引による所得。  
※申告の際には「分離課税等用申告書」が必要です。「分離課税等用申告書」は、宮崎市ホームページよりダウンロードできます。
- 所得割の税率…給与所得や事業所得（総合課税所得）とは別の計算（分離課税）を行います。その保有期間等によって、課税計算の方法が異なります。個別にご相談ください。

## ●申告受付について●

申告に関するご相談がある方は、申告に必要な書類等を揃え、下記の期間に会場へお越しください。  
また、申告書は申告期限までに郵送で提出することもできます。

### 【申告会場のご案内】

◎申告期間 令和2年2月3日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日は除く)

◎受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後4時

※前年と会場が変更になっているところがあります。ご注意ください。

※施設の広さ、地区住民の方の人数等を考慮して、会場・日時の指定をさせていただきます。

できるだけ指定会場・日時での申告にご協力ください。

会 場		期 間	会 場		期 間
青 島	内海やっこ荘	2月3日(月)・4日(火) ※2月4日は午前9時～正午のみ受付	佐 土 原	那珂地区公民館	2月6日(木)・7日(金)
	青島地域総合センター (2階地域センター会議室)	2月7日(金)・10日(月)		佐土原地区交流センター	2月19日(水)～21日(金)
北	西部地区農村環境改善センター	2月3日(月)・4日(火)		佐土原総合文化センター	2月26日(水)～3月6日(金)
木 花	木花公民館	2月5日(水)～7日(金)	田 野	二ツ山集落センター	2月12日(水)
赤 江	本郷公民館	2月3日(月)～5日(水)		田野西地区公民館	2月13日(木)
	赤江公民館	2月13日(木)～19日(水)		田野公民館(文化会館)	3月2日(月)～6日(金)
住 吉	住吉公民館	2月12日(水)～17日(月)	高 岡	小山田自治公民館	2月3日(月)・4日(火)
生 目	生目公民館	2月25日(火)～28日(金)		高岡交流プラザ	2月5日(水)～7日(金) ※2月5日は午後1時～午後4時のみ受付
市 内 全 域	市民文化ホール2階会議室 ※市総合福祉保健センター から変更になりました。	2月25日(火)～3月5日(木) ※2月25日は午後1時～午後4時のみ受付 ※3月5日は午前9時～正午のみ受付		花見構造改善センター	2月10日(月)
	市総合体育館大会議室 ※大会議室へは体育館南側 の中央公民館からお入り ください。	3月2日(月)～16日(月) ※車でお越しのお客様は、体育館北側の 立体駐車場をご利用ください。	高岡地区農村環境改善センター	2月18日(火)～21日(金)	
			清 武	清武総合支所 1階会議室	2月10日(月)～21日(金)
				下加納自治公民館	3月6日(金)・9日(月)

### 【申告に必要なもの】※郵送で申告される方は、次の書類を送付してください(添付書類は写しでも可)。

1. 市民税・県民税申告書
2. 印鑑(認印可)
3. 収入金額や必要経費の分かるもの ※詳しくは、3～6ページをご覧ください。  
※営業、不動産、農業所得のある方は、それぞれの収入と経費の合計をまとめておいてください。
4. 納税義務者及び被扶養者の個人番号(マイナンバー)の確認できるもの
5. 納税義務者の写真付公的機関発行の身分証明書
6. 所得控除等を証明できるもの ※詳しくは、6～11ページをご覧ください。

### 【ご注意】

※期間中、市民税課・総合支所等の通常の窓口では申告受付はしていません。

申告会場にお越しいただくか、申告書を郵送してください。

※所得税の確定申告・還付申告会場は、イオンモール宮崎(2階 イオンホール)です。

市民税・県民税の申告会場では、**確定申告の受付は行いません。**